

阿蘇中部3町村

合併協議会だより

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>



阿蘇市市章

阿蘇市の市章決定

11月22日に開催した第10回合併協議会で、阿蘇市の市章について最終選考を行いました。

8月1日から9月30日の間で募集した市章応募作品は、全国から1,783点が寄せられました。10月18日に応募された全作品を未来館（阿蘇広域行政事務組合）に展示し、学校の美術担当先生や各町村代表の方々41名で投票を行い

125点に絞り込みました。さらに、10月25日に合併協議会市章候補選定小委員会を開催し、美術関係者の助言などを参考に125点から最終選考候補6点を選出いたしました。

最終選考に残った6点のうちから、阿蘇市市章となる最優秀賞1点と優秀賞5点を、合併協議会において投票により決定いたしました。最優秀賞に選ばれたのは熊本市在住の萱野光俊さん（71）の作品で、阿蘇市のローマ字の「A」「S」の文字をモチーフに、阿蘇市の基本理念である「緑いきづく火の神の里」のイメージをあらわし、阿蘇市の魅力と活気あふれる繁栄発展を表現しています。

最優秀賞

熊本県熊本市 萱野光俊

優秀賞

福岡県福岡市 西田和美

福岡県福岡市 大宝拓雄

福岡県福岡市 大石正幸

青森県弘前市 工藤和久

神奈川県座間市 金子広志
(敬称略)



未来館においての一次選考の様子

「新市における取り扱いについて」

◆広報誌、市勢要覧

広報誌は月1回の発行を予定します。市勢要覧は新市においてインターネットの利用などを考慮しながら新たに作成します。

◆市民憲章、市の花・木・鳥

市民憲章、市の花・木・鳥については合併後に関係者と協議を行いながら新たに制定します。

◆都市計画

現在の都市計画（現在都市計画を策定しているのは阿蘇町だけです。）を引き継ぎます。

◆第3セクター等

第3セクター等については現行のまま新市に引き継ぎます。合併後に統合についての検討をすすめます。

◆婦人会や青年団などの公共的な活動を営む団体

それぞれの団体の状況をみながら統合する方向で調整をすすめます。

◆一部事務組合

次の一部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加します。

熊本県市町村総合事務組合 阿蘇広域行政事務組合

◆地域審議会

新市では地域審議会を合併前の旧町村の区域を単位として設置します。地域審議会は市の施策に関して市長の諮問を受け、または必要に応じて市長に対して意見を述べることができます。

設置期間は平成27年3月31日までとなっており、委員の数は旧町村ごとに15人以内としています。

◆生活環境関連

1、ごみの収集回数や分別方法について

平成17年度まで今までどおりです。その後は新市の処理計画に基づき調整していく予定です。なお、お手持ちの指定袋は、そのまま使えます。

2、生ごみ処理機購入補助について

平成17年度からごみの減量化、資源化を図るため生ごみ処理機の購入に際し、補助金を交付しますのでご利用下さい。

3、し尿等の収集運搬について

今までどおりです。

合併協議会の状況

本年の七月二十六日に廃置分合の申請を県知事に対して行いましたが、九月三十日の県議会においてこの廃置分合議案が可決され、知事の決定が行われました。その後、総務大臣への届出が行われ、十一月五日付け総務省告示第八百四十九号により廃置分合に関する法的な手続きが終了しました。

第十回阿蘇中部3町村合併協議会が、十一月二十二日（月）に阿蘇町農村環境改善センターで行われました。

河崎会長のあいさつのもと、阿蘇市の市章候補選定小委員会の家入澄雄委員長から、市章候補六名の選定について経過報告が行われ、その中から協議会委員により前記のとおり最優秀賞一点が選ばれました。最優秀賞の作品は、今後新市の旗、記章、印刷物等に幅広く使われます。なお、市章候補選定小委員会は、当日をもって解散しました。

また、阿蘇市の組織体制図についても、前回の協議会で仮称としておかれていた支所の名称等も含め、一部修正提案がなされ、組織図のとおり決定されました。

4、合併処理浄化槽設置補助について

平成17年度より新市の計画に基づき実施します。

5、斎場使用料について

今までどおりです。

◆病院、診療所

1、施設の名称や診療内容について

『阿蘇中央病院』及び『波野診療所』は、名称も診療内容も現行のまま新市に引き継ぎます。今までどおりご利用ください。

◆保健事業関連

1、各町村保健（福祉）センターについて

施設機能を維持し、新市に引き継ぎます。

2、各種検診について

検診内容を充実させて実施する予定です。検診スケジュールが決まり次第お知らせします。

3、インフルエンザ予防接種費用助成について

助成金額を統一し、実施します。

4、乳幼児、学童の予防接種について

今までどおりです。

5、その他の保健事業について

事業内容とスケジュールを調整していますので、決まり次第お知らせします。

◆各種の福祉制度

1、社会福祉制度について

福祉事務所を設置します。

2、子育て支援について

(1)児童手当等は現行のまま実施します。

(2)第3子以降の児童を養育されている方に育児手当を支給します。

(3)乳幼児医療費の助成は現行のまま実施します。

3、保育所（園）・児童館について

(1)現行のまま新市に引き継ぎます。

(2)保育料は、平成17年3月分までは今までどおりとし、平成17年4月分から新市の保育料を適用します。（波野村を基準として調整された保育料です。）

(3)合併前の各保育所（園）で実施していた延長保育や特別保育事業は、現行のまま実施します。

4、高齢者福祉について

合併後は、統一して下記の事業等を実施します。

○介護予防事業として、

・転倒骨折予防教室・痴呆介護教室・地域住民グループ支援事業等

○高齢者等の生活支援事業として、

・外出支援サービス事業・軽度生活援助事業等

○家族介護支援事業として、

・家族介護教室・介護用品の支給

○高齢者住宅改造助成事業

○高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

○緊急通報体制等整備事業

○痴呆にやさしい地域づくりネットワーク形成事業

○施設入所者在宅復帰支援事業

また、福祉課高齢者福祉係内に基幹型在宅介護支援センターを、中学校校区に1箇所ずつ地域型在宅介護支援センターを設置し、高齢者の実態把握や介護予防プランの作成等を行い、高齢者の生活支援を行っていきます。

5、障害者福祉について

(1)特別障害者手当等は、現行のまま実施します。

(2)重度心身障害者医療費の助成は、現行のまま実施します。



◆介護保険事業

1、介護保険料について

第2期介護保険事業計画を基にするとともに、介護サービス給付状況も踏まえて平成17年度から統一した保険料を設定します。

2、納期について

平成17年度から、4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6期徴収とし、納期限は各月末日（ただし12月は25日）とします。

3、納付書について

納付書発送は郵送とし、口座振替日は平成17年度から每期その月の末日とします。
なお、口座振替取扱い期間は下記の金融機関です。

・肥後銀行 ・熊本ファミリー銀行 ・熊本県信用組合・阿蘇農業協同組合 ・郵便局

4、保険給付（居宅・施設サービス）について

今までどおりの介護サービスが利用できます。

合併することにより、提供可能なサービス量が増えることが見込まれますので、内容の充実が図られます。

◆国民健康保険事業

1、国民健康保険税について

(1)課税方式

所得割・均等割・平等割の3方式とします。

(2)税率

平成17年3月31日までは今までどおりです。その後の税率は平成17年8月に決定します。

2、保険給付（療養の給付、療養費、葬祭費等）について

今までどおりです。

3、保健事業について

(1)鍼灸券の交付について

15歳以上の方を対象とし、申請により年間20枚を交付します。

(2)検診や健康教室などについて

検診や健康教室は継続の方向で検討をしています。家庭常備薬配付、無受診世帯表彰、イベント助成等については廃止の予定です。

4、保険証について

平成17年2月下旬から地域の公民館などへ出向いて、新市の保険証の交付を行います。

最初の保険証の有効期限は平成17年3月1日から平成17年7月31日までの5ヶ月間となっています。これより後は保険証の有効期限は毎年8月1日から翌年の7月31日までとなります。

◆税務関係

1、各税目の納期について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 県 民 税			1期		2期		3期		4期			
固 定 資 産 税		1期		2期		3期		4期				
軽 自 動 車 税		全期										
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	

※納期限の日は各納期月の末日とし、12月のみ25日となります。

※市県民税、固定資産税、軽自動車税の税率は従来どおりです。ただし、税法の改正があると税額が変わることがあります。

※国民健康保険税の賦課方式が3方式に変更になります。（所得割・均等割・平等割）

2、入湯税について

(1)納税義務者

鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課することになります。

(2)税率

宿泊客1人 150円、日帰客1人 30円、高校生1人1泊 30円

(3)課税免除

- ①年齢15歳未満の者
- ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ③主として入湯を目的とし、その利用料金が1,000円（消費税を除く）以下の施設に入湯する者

3、納税組合について

- (1)組織については、これまで設立されている組合は新市に引き継ぎますが、届出は必要となります。ただし、個人、または法人の合計5世帯以上をもって組織とします。
- (2)助成金の金額について

区 分	交 付 額（納付者100%）	交 付 額（納付者70%以上）
世帯割	一 世 帯 に つ き 2 , 0 0 0 円	一 世 帯 に つ き 1 , 0 0 0 円
均等割	1人当たり500円(納税額が2万円以上の者)	支 給 な し
納付者が70%未満の納税組合については、世帯割・均等割とも支給しない。		

4、前納報奨金の廃止について

一の宮町・波野村において交付しておりました前納報奨金は、厳しい財政事情により平成17年度より廃止となります。

5、市税等の口座振替制度について

これまで、口座振替をご利用の納税者の皆様は、阿蘇市におきましても継続して口座振替をご利用になれます。各町村から「口座振替継続確認通知書」を送付いたしますのでご確認ください。

また、新規に阿蘇市で口座振替を開始される場合は、本庁及び支所、金融機関に申請用紙を用意しておりますのでご利用下さい。

6、市税等の納付方法について

- (1)市税等の納付場所 本庁及び各支所、市内金融機関（郵便局）をご利用になれます。
- (2)市税等の口座振替 市内金融機関（郵便局）及び各支店をご利用になれます。
- (3)取 扱 い 金 融 機 関 肥後銀行、熊本ファミリー銀行、熊本県信用組合、阿蘇農業共同組合、郵便局

※市税等の還付が発生した場合は、皆様の指定口座に振り込ませていただきます。

7、各町村発行ナンバープレート

現在使用中のナンバーについては、そのまま使用しても道路交通法上は抵触しませんが、合併後1年以内に交換されるようお願いいたします。

8、納付書の配付方法について

納税組合員においては、納税組合長が配付することになります。それ以外の方については郵送することとなります。

9、地図の交付について

本庁におけるの交付申請は、旧3町村分の地図及び旧一の宮町の旧字図だけが対象となります。内牧・波野の各支所においては旧町村で管理されていた区域のみの地図及び旧字図だけが対象となりますので、旧町村管理区域以外の地図及び旧字図の交付はできません。

地図を必要とされる方は対象となる支所か、本庁で申請して下さい。

また、法的効力を有する地図については、熊本地方法務局阿蘇支局で申請してください。

	旧一の宮町の地図 ※1	旧一の宮町の旧字図	旧阿蘇町の地図 ※1	旧阿蘇町の旧字図	旧波野村の地図 ※1	旧波野村の旧字図
本庁で交付できるもの	○	○	○	×	△ ※2	×
内牧支所で交付できるもの	×	×	○	○	×	×
波野支所で交付できるもの	×	×	×	×	○	○
法務局で交付できるもの	○	○	○	○	○	○

※1 国土調査若しくは換地が完了し、整備がされた地図。

※2 旧波野村の国土調査完了区域の地図は、平成17年度に整備する予定になっております。

10、固定資産名寄台帳の縦覧について

本庁のみで行います。

阿蘇市の組織図

市長
助役

福祉
福祉
事務所
課

総合福祉係・高齢者福祉係―養護老人ホーム(1)・介護保険係・保護係・子育て支援係―保育園(8)、子育て支援センター―

保健
課

保健予防係・国民健康保険係
老人保健係・環境衛生係・波野診療所

市民
課

総合案内係・戸籍住民係・国民年金係

波野
支所

内牧
支所

税務
課

資産税係・市民税係・収納係

管財
課

監理係・財産係

情報
推進
課

情報管理係・情報推進係
テレワークセンター―

企画
財政
課

財政係・企画調整係・合併管理係
広報統計係

総務
課

総務係・秘書係・人事係・防災交通係
用度係・阿蘇山上事務所

支所長

波野支所

次長

建設
係

管理
担当

産業
振興
係

農政
観光
担当

保健
係

国民健康
保険
担当

住民
福祉
係

福祉
保険
担当

税務
係

窓口
担当

総務
係

庶務
担当

農政
課

教育
委員会

現地
事務所

農政
担当

教育
分室

庶務
担当

水道
事業
所分室

水道
担当

会計
係

会計
担当

建設
係

管理
担当

産業
振興
係

農政
観光
担当

保健
係

国民健康
保険
担当

福祉
介護
係

福祉
保険
担当

住民
係

窓口
担当

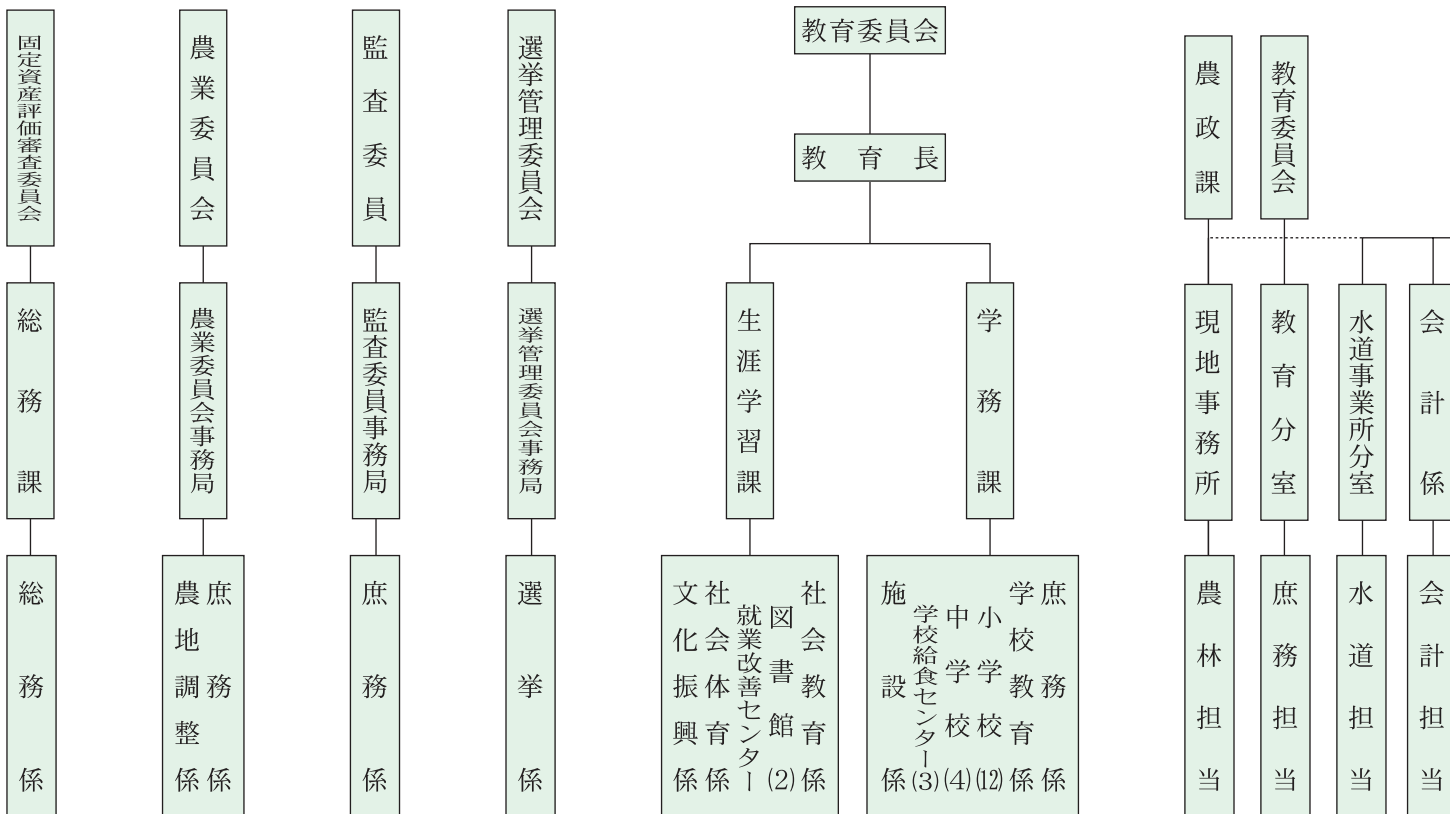
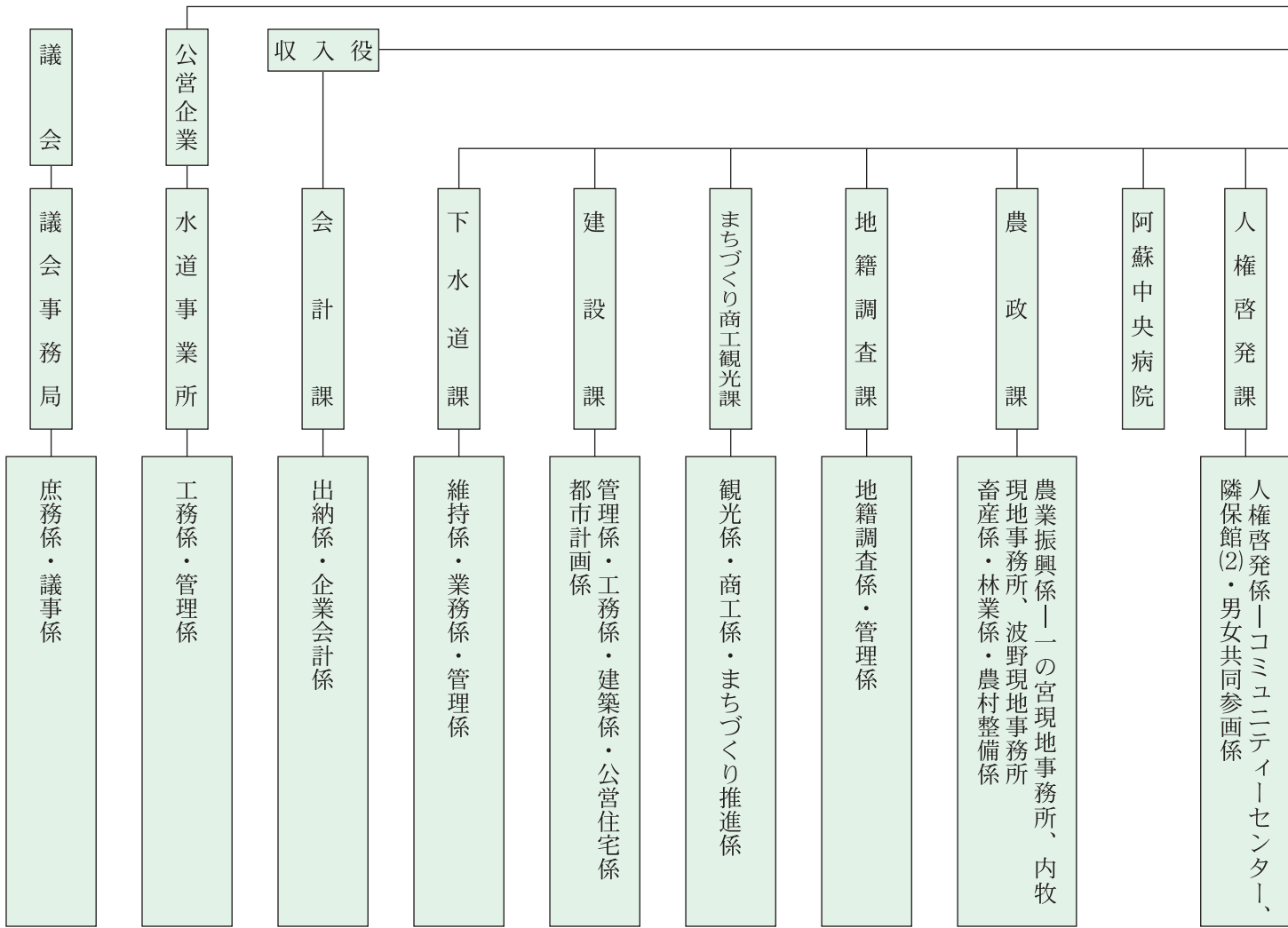
総務
係

庶務
担当

支所長

内牧支所

次長



今後の協議会の開催日

合併協議会も終わりに近くなりました。次の協議会は、議案等の都合により開催することになりますが、予定的には、十七年一月になると思います。

期日、会場等については、町村役場又は合併協議会事務局等にご確認ください。

協議会の会議資料は

閲覧することができます

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。

また、議事録や合併協議会だよりについては、ホームページにも掲載しています。詳しくは事務局にお尋ねください。

協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。

ただし、傍聴席の数には限りがあります。傍聴者が多数の場合には、事前に抽選をさせていただく場合があります。

ホームページで情報を公開しています

阿蘇中部3町村合併協議会のホームページを開設しています。協議会の開催状況や合併に関する情報を提供していますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

編集後記

あわただしい中に、平成十六年もついに年の瀬となり、年末の最後の締めくくりにご多忙の毎日と思います。

合併協議会も、合併の日まであと二ヶ月を切りました。

先日、波野中学校より訪問学習があり、合併に対する研修がなされましたが、中学生の熱心な質問には本当に感心しました。心配事に関する質問事項としては、合併すると住民の意見が届きにくくなるのではないかと、地域の伝統が失われるのではないかと、学校はどのように変わるのか、と沢山の質問を受けました。中学生の皆さんも、大人の人たち同様に、合併に期待と不安をもっておられる事を痛切に感じます。合併することで、住民の方が不便や、不利益な事を被らないようにしなければならぬと思います。

今まで3つあった自治体を、一つの自治体に合併する事は、現在までの組織体制に当然変化が起きますが、社会の事情が、現状を維持できない状況にあることを理解していただき、将来に向かっての、

より安定した体制づくりであることを説明致しました。

過去にも明治の合併、昭和の合併と、市町村合併の歴史を繰り返してきました。

明治の合併は、明治政府の下、近代的な地方自治制度である「市町村制」の施行に対し、その行政機能の強化を図るために合併が推進され、県下では一四一九の町村から一市三八〇の町村となっています。

昭和二十八年からの、昭和の大合併では、戦後の新憲法の下、新たな事務や権限を受け入れる体制作りとして合併が推進され、県下の市町村数は、九市一〇八町村となつています。

その都度体制に変化はありましたが、合併とともに条件整備もされ、今日まで発展してきました。今回の合併でも行政の組織体制、環境の整備などまちづくりに取り組むこととなりますが、こんな時一番大切なのは、人々の心だと思えます。合併で環境は変わりますが、人々の心が一つになれば、発展に向かって大きく飛躍できると思えます。

3町村の中には、農産業資源や、観光資源が沢山あります。将来に向かって希望の持てる「阿蘇市」でなければならぬと思えます。